

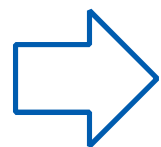
第5条の見直しの方向性に関する意見の大まかな整理とそれらの論点等（案）

- これまでの検討会での御議論や、関係団体（旅館・ホテル、患者等、障害者）のヒアリングでは、第5条（宿泊拒否制限規定）の見直しの方向性に関しては、大きく分けて3つの意見があったところ。

方向性① 契約の自由の原則や、他のサービスとの均衡から削除する。

方向性② 利用者の宿泊先を原則として確保するため、引き続き、第5条の骨格（宿泊拒否の制限）は残した上で、旅館・ホテルの利用者・従業員の感染予防対策や不当な差別の防止の観点を踏まえ、拒否できる事由について、合理的なものにする。

方向性③ 感染症の患者に対する差別偏見を助長させないためにも、感染者や感染の疑いのある者の宿泊をより容易に拒否できるようにしてはならないという意見を踏まえ、第5条の見直しは、行わない。



方向性①～③について、それぞれ考えられる論点等は、次のとおり。

「方向性① 契約の自由の原則や、他のサービスとの均衡から削除する」についての論点等

- 宿泊が必要な人は基本的に宿泊できるという制度的な担保、すなわち、これまでの旅館が持っていた公共性をどう考えるか。
- 不当な差別等による宿泊拒否への制度的対応は、以下のようになることについて、どう考えるか。
 - i) 現行の旅館業法に基づく対応（行政指導、営業停止や許可の取消し、刑罰）はできなくなること。
 - ii) i) 以外の既存の制度（障害者差別解消法や法務省の人権救済手続、民事上の損害賠償）で行うこととなること。
- 削除した場合でも、以下により、不当な宿泊拒否は多く生じづらいとの意見について、どう考えるか。一方で、いきなり削除することで誤解を生み、適当でない拒否事例が生じうる懸念について、どう考えるか。
 - i) 業界の自主的な取組として、ガイドラインを作成し、その遵守を推進していくことが考えられること。
 - ii) 不当な宿泊拒否に対して社会的な批判をより受けやすい環境になっていると考えられること。
- 旅館業法第5条が存在することで、宿泊に関する障害者の安心につながっていることにも配慮すべきという意見について、どう考えるか。

「方向性② 利用者の宿泊先を原則として確保するため、引き続き、第5条の骨格（宿泊拒否の制限）は残した上で、旅館・ホテルの利用者・従業員の感染予防対策や不当な差別の防止の観点を踏まえ、拒否できる事由について、合理的なものにする」についての論点等

- 宿泊拒否できる場合をどのように規定するか。例えば、「明確なルールであるべき」、「拡大解釈や乱用を防ぐべき」等という意見を踏まえ現在のように具体的に限定列挙をする方法や、時代の変化や実情にも応じて旅館・ホテルが柔軟に判断できるように、「正当な事由」等がある場合には拒否を認めるとすることも考えられるが、どうか。また、宿泊拒否できない場合を規定する方法も考えられるという意見があったが、どうか。

（感染症に係る宿泊拒否事由の在り方について）

- 「1998年に制定された感染症法においては「感染症患者」は「隔離」でなく「入院」や「医療を受ける権利の主体」と位置付けられている」ことや、「感染者は迷惑・危険な存在という認識で差別や排除すべきでない」等という理由で、「感染症患者や感染の疑いのある者であることなどをもって宿泊拒否の事由とすべきでない」旨の意見があったが、どう考えるか。
- 感染症に係る宿泊拒否事由を見直す場合、
 - i) 対象となる伝染性の疾病について、「重篤なものに限るべき」、「新型コロナウイルス感染症に限るべき」、「時限的な扱いとするべき」等といった意見があったが、どう考えるか。

- ii) 難病患者、がん患者、ハンセン病病歴者、障害者等では、伝染性の疾病にかかっていなくとも、発熱等の症状が出る場合があるとの意見があったが、症状の有無で判断する方法について、どう考えるか。
- iii) 伝染性の疾病又はその症状の判断について「旅館・ホテルではなく、医療機関が行うべき」との意見があったがどう考えるか。地域や保健所、旅館・ホテルにおいて、常時そのような体制が確保できるか。

(宿泊拒否事由の追加等について)

- 以下のような宿泊拒否事由を更に追加等すべきとの意見があったが、どう考えるか。
 - ・ 他の利用者及び従業員に危害を加えるおそれがあるとき。
 - ・ 宿泊しようとする者が正当な理由なく感染防止を目的とする指示・要請に従わなかったとき。
 - ・ 宿泊しようとする者の安全を確保できないと判断できる合理的理由があるとき。
 - ・ 宿泊にあたり必要な情報を提供しないとき。宿泊契約が成立しないとき。

(難病患者、障害者の宿泊に関して)

- 宿泊拒否事由の見直しや第5条第3号の「宿泊施設に余裕がないとき」の解釈運用に際して、難病患者や障害者の宿泊拒否につながらないようにすべき旨の意見や、障害者差別解消法の遵守を明記すべきという意見があったが、障害者差別解消法との関係を含め、どう考えるか。

(合わせて措置すべき事項について)

- 他の法律との関係もあるが、感染症予防対策、医療機関との連携、公衆衛生上の必要な措置などを講ずることを明記等すべきという意見があったが、どう考えるか。
- 事業者の柔軟な判断を認める場合、宿泊者の安全確保や宿泊施設側の規律維持のための方策が必要との意見があったが、どう考えるか。

「方向性③ 感染症の患者に対する差別偏見を助長させないためにも、感染者や感染の疑いのある者の宿泊をより容易に拒否できるようにしてはならないという意見を踏まえ、第5条の見直しは、行わない。」についての論点等

- 感染者による例外的な迷惑行為に対しては、現在においてもそれなりの対応ができてきているにもかかわらず、こうした事例の存在を理由に、旅館業法自体の見直しを行う必要があるのかといった旨の意見があったが、どう考えるか。
- 昭和23年の旅館業法の制定以来、社会経済情勢が大きく変化している中で、第5条は見直されておらず、時代に応じた見直しが必要との意見について、どう考えるか。
- 旅館業法が公衆衛生の向上を主な目的とする法律であるにもかかわらず、現行の規定では、他のサービスと大きく異なり、他の利用者や従業員への感染予防対策が取りづらいとの意見があったが、どう考えるか。
- 旅館・ホテルは医療機関ではなく、感染症患者や感染の疑いのある者の対応は、それらの者の医療の確保の観点からも、旅館・ホテルではなく医療機関等で行うべきとの意見があるが、どう考えるか。その一方で、旅館・ホテルの社会的使命からも宿泊拒否でなく、可能な医療的な配慮を検討し、宿泊を受け入れるべきという意見もあったが、どうか。